

第1次桂内閣と立憲政友会（2）

那 須 宏

はじめに

- 1 第1次桂内閣の成立
- 2 財政整理と企業集中
- 3 海軍拡張と増租継続（以上、前号）

4 総裁＝元老の矛盾

明治36年3月1日、第8回衆議院議員総選挙がおこなわれた。政友会と憲政本党は、「前代議士の再選を確実ならしむる為め之を妨害す可き候補者は新に立てざること」⁽¹⁾を申し合わせて選挙にのぞいたので、政府の干渉にもかかわらず、議席分布はほとんどかわらなかつた。政友会は376議席のうち193で依然過半数をしめ、憲政本党は91、帝国党は17であった。しかし、解散後から伊藤と桂の関係は微妙に変化していた。

桂は、葉山の別荘で越年したが、1月2日、伊藤が皇太子を葉山御用邸に伺候するとの報に接した。桂は、「侯若し此往來に於て予を訪問せば、侯の意思予と調定の望みあり、然らざれば結局意思の疎通を欠き、再び国家の大事を議するの機を暫時は得難からん」⁽²⁾と考え、ひそかに伊藤の來訪を待ちうけていた。はたして2日午前、伊藤から後刻退出のさいに訪問するとの使いがあり、まもなく伊藤がやってきた。その日の会見の様子は、桂の自伝によると、つぎのようであった。「侯云く。君は実にひどきことを断行せりと。予云く。侯も亦同様なりと。談は誠に平素に代はることなし。之れ即ち先きに予が侯に希望を述べたる如く、公事に於ける齟齬は不得止と雖ども、私交

2 第1次桂内閣と立憲政友会(2)

に於ては之れに由つて變ることなしと云ひし如く、予等の間何の代^マはりもなく過去の争議はなきものの如し。之れ我輩は公事^(とカ)は私事の區別を判然して居ればなり。侯は云く。君何か好き考案もあるや。予之れに答て云く。然り到底此儘には捨て置かじ、不日大磯に訪ひ将来を示談すべしと。侯云く。然り。此の時に於て始めて後日妥協の端緒は開かれたり。」⁽⁶⁾

桂は、曾禰藏相と妥協方法について協議した結果、地租増徴の継続を中止し、海軍拡張費には鉄道建設費をあて、鉄道建設費は公債によるという案を作成した。そして、山県を通じて伊藤に妥協の意を伝え、1月22日、大磯に伊藤を訪れた。桂は、その日の経過を1月25日付の山県宛の手紙⁽⁴⁾で、つぎのように書いている。「伊侯との会談は、過日御高示の旨に依り、力めて円満尊敬を主と仕、先方にも十分胸襟を披きたる様、相見え申候。又侯の談中、自分は全く心中を吐露すへきか、山県さへも政局に当ては、常に自分に相談せざる事なし、足下も亦予を疎隔せず、予の力を籍る方得策なるへしなどの注意も有之。此^レ辺殊に談話中の主眼と察し申候。」つづいてこの手紙は、翌23日、井上が来訪し、「足下善後策を取るに当ては、後日の誤解を防く為に、伊藤の外、山県、松方を加へ、其面前に於て共に相談する方、得策なるへし」と忠告したと述べている。また、「今日葉山に於て、平田〔農相〕を招き段々相談を遂げ、財政善後策に付き、略ほ大体の見込も立て置候間、此^(よカ)のり曾禰藏相と篤と熟議仕候上、閣下〔山県〕之御覧に入れ、尊慮の程も相伺ひ、又将来進行すへき順序方法に付ても、御垂教を仰き度。大磯に伺候^レ可仕哉共存候得共、左すれば此際徒らに人目を惹くのみならず、伊侯の感情も如何と存候間、何共恐縮の至に^レ不堪候得共、御散歩旁葉山弊屋か、又は逗子平田方迄、御枉駕^レ被成^レ下候事相叶^レ可申候や願試候」と書いている。これからも、桂がいかに元老操縦に手を焼いていたかがわかる。

山県は、1月28日、微行して逗子の平田邸を訪れ、桂と会見した。その結果、さきの妥協案をもって伊藤を説くことになった。それから、桂と山県とは、しばしば伊藤と会談した。伊藤は、行きがかり上、しばらく賛否を明ら

かにしなかったが、2月22日、山県とともに、桂首相・山本海相・曾禰蔵相・平田農相と葉山長雲閣に会談した結果、ついに政府の計画案を承認することになった。妥協の条件は、つぎのとおりであった。

- 一 増租継続案を形式的に第18議会に提出し、議場の形勢を見て之を撤回する事
- 一 海軍拡張の経画は依然変更せず、其財源は行政整理、事業繰延、公債募集金、及び前年度剰余金に取る事
- 一 行政及財政を整理し、来年度より各省を通して約100万円を節減する事
- 一 公債は年々約600万円を募集する事
- 一 繰延ぶべき事業は鉄道及電話等の交通機関なる事

伊藤・桂の妥協は成立したが、伊藤の希望により、妥協案の顛末はしばらくこれを秘密にし、時機を見て発表することにした。桂は自伝に、「此事若し政友会員等に洩れたらには、紛擾を惹起し事の成就無覚束とて、相互の間には単に意思の疏通をなし置き、発表は見合せることとなれり。察するに、政友会員等は政府提出の善悪よりも、政府を苦しめ己れ自ら取て代はるか、又は他の者をして取て代らしむるの心よりして、政府反対の態度を現し来りたるものなればなり。実に彼等の心中の野卑なること思ひやられたり⁽⁴⁾」と書いている。政友会員だけでなく、内閣員も、曾禰・平田・山本の3相をのぞき、妥協の事実をまったく知らなかったのも、選挙運動の期間中、政友会はさかんに政府を攻撃し、政府側においても、大浦兼武警視総監らがしきりに政党の破壊を策するなど、相互の統一を欠き、再び騒乱を惹起しかねない状態であった。

3月の総選挙における政友会の勝利にもかかわらず、伊藤は、ますます桂内閣の援助に傾いていった。原敬の日記には、つぎのように書かれている。「伊藤は近来山県並に政府員と屢々面会の末経費節減の困難を恐れ、又新内閣組織に妙案(人員差繰)なきに苦み、少し恐怖心を生じたるものゝ如く察

せらる、或は其結果として政府地租案を提出せずして海軍拡張案を提出せんも知るべからず、且つ伊藤は再び解散せらるゝは政友会の為め不利なりと信じ居るものゝ如し、伊藤往々かゝる癖あり、惜しむべし。⁽⁶⁾「余の見る所にては、伊藤は財政行政の整理困難なるに付、其言質を取られざる事を望むによりても整理の困難を感じ、又倒して取るときは其責任重きが故に、可成倒れたる後に取らんとするものゝ如し、故に此議会は無事を望むが如く思はる、伊藤今日までの政略に於て或は不得已の考案ならん。」⁽⁷⁾

伊藤と桂の関係はしだいに固まったが、政友会の内部では、総裁独裁制にたいする不満がようやく高まり、党制改革運動がおこった。4月10日、神戸における観艦式に陪観し、つづいて20日、大阪の内国勲業博覧会開会式に出席するため、多数の議員が京阪神に参集していた機会に、政友会の革新派80余名は連署して秘密同盟をむすび、4月13日、大阪において、党弊刷新の檄文を発し、「一、幹部は総て公選に依りて組織する事。一、緊要の問題は総て衆議を以て決する事」を要求した。⁽⁸⁾翌14日、東京において、小川平吉・井上八重吉の2代議員と院外者11名が「有志総代」の名をもって、「一、役員は総て公選となす事。一、総務委員の数を減じて3名となす事。一、重要の問題は総て衆議を以て決する事」という組織改革の建議を本部に提出し、同時に新聞紙上に発表した。⁽⁹⁾革新派代議員は90名前後といわれたが、その動機はさまざまであった。『報知新聞』によると、「革新派なるもの渾然として甄別すべからず。小川平吉、卜部喜太郎等の弁護士と称する一派、愛知及び近畿の一部より成る政府筋の手に依り操縦せらるゝ一派、四国及び関東の一部分に板垣伯を起して、少くも政友会の顧問となさんと希望する一派等も相混じて、区別すべからず」⁽¹⁰⁾という実状であった。

政府は、伊藤の総裁専制にたいする不満に乗じて、政友会の攪乱をはかっていた。ことに大浦警視總監は、さかんに政友会員を誘引し、党内叛乱を使囈していた。大浦は、伊藤と桂の妥協を知らなかったので、党制改革の趣旨はともかく、革新派の運動によって政友会の攪乱をはかっていたのである。

政友会本部は、革新派猖獗の報をうけて大いに狼狽し、総務委員を大阪に派遣して鎮撫につとめた。そして4月18日、総務委員会は、石塚重平・竜野周一郎・板倉中・持田若佐を除名した。

この日、桂は、1週間帰京したのちふたたび京都に出てきて、児玉源太郎台湾総督から大阪の出来事の報告をうけ、妥協談が破綻するかも知れない情勢になっていることを知った。桂は、ただちに大阪に赴き、翌早朝、志野田山の住友別荘に伊藤を尋ね、「誠心誠意を以て胸中を吐露」したところ、伊藤は了解した。面談の経過について、桂は書いている。「予又云く。予は警視総監大浦氏に命じて政友会内を紛擾せむと、此事は予命令したるにあらず、併し政友会員等の挙動は如何、山口県に至りては政府の攻撃演説をなし此松田正久等は、山口県に行たり、政府の役人は当然は自家の防禦を議するは政府に忠実なるが故なり、紛擾は兎に角政府防禦は成し居るに相違あるまじ、併し例の妥協の事此時に於て一日も早く発表するに然かじ、此事発表せば、予は公然政府の部下に命令し、断じて右等の如き致させまし。侯云く。然り、然らば予は近日帰京して兄と共に此事に着手すべし。此に於て疑問は解けて相互の間元の如きの情に復したり。」⁽⁹⁾桂はこれを機会に妥協の事実を公表することをせまり、伊藤は桂の要求をいれたのである。

ちょうどそのとき、内田康哉駐清公使から急電があり、ロシアが満州還付条約にもとづく第2期撤兵(4月8日を期限とし、遼河以東の盛京省北東部および吉林省から撤兵)を履行しないのみか、4月18日、撤兵の条件として7カ条の要求を清国につきつけたことを知った。桂首相は、対露基本方針について協議するため、4月21日、伊藤を促して京都の無隣庵に山県を訪れ、小村外相を同席させて秘密会談をおこなった。いわゆる無隣庵会議であり、日露戦争はすでにこのとき開始されたも同然であった。⁽¹⁰⁾

4月24日、伊藤が帰京すると、桂が来訪して、かさねて妥協公表の件につき懇請した。そこで、伊藤は、翌25日、政友会総務委員を招いて、政府の妥協案を承認した趣旨を説明した。原の日記によると、「政府は遂に政友会の

主張を容れ、地租案を固執せず又他の新税をも起さず、其他の方法を以て海軍拡張の財源を計画すべしと云ふ事になりたれば、此上は政府を追窮せず、成るべく衝突を避けて妥協に終るべし、尤も財源の詳細に付ては政府と議会との交渉に譲れり」ということであつた。伊藤は、政府が地租案を譲つたとの一点を示しただけで、妥協条件についてはなお交渉の余地があるかのごとく説明していた。総務委員のなかには、伊藤の専断に不満をいだく者もあつたが、結局翌日の総務委員会で、妥協案を追認することに一致した。原は、妥協内談の成行きを伝えるため憲政本党の大石正巳を訪れたが、大石は意外にも、「此際妥協は已むを得ず、然る上は弾劾上奏と云ふが如き手段を取らず、極めて穏和なる趣旨を以て決議すべし、両黨員に多少の動揺あるも是非これにて取纏むる事に尽力すべし」と答えた。憲政本党のなかでも三菱直系の大石派には、すでに桂内閣の懐柔の手がのびていたのである。

伊藤は、27日、総務委員会の結果を桂に通知し、桂は、翌28日、貴族院6派代表を官邸に招いて、伊藤との交渉の経過を説明し、政友会との妥協条件を発表した。

妥協案の発表は、政友会内部の紛擾に火をつけた。妥協反対の急先鋒となつたのは、革新派の議員であつた。彼らは、「増租反対は前期総選挙以前より国論既に一定せり。政府今に至りて増租の主張を抛棄するも為めに解散の責任を免るる事を得ざるは勿論なり。然るに妥協の二字を以て責任を没却せんとするは憲政の本義に反す」との覚え書を政友会本部に提出して、総裁専制の病弊を攻撃し、党革新の必要を強調した。そのほか、各地方支部は、妥協を否認し、第17議会解散の責任を問う決議をおこない、なかには、総裁不信認説を唱え、伊藤除名を口にする者さえ現われる始末であつた。

かくて伊藤は、総務委員の意見をいれて、5月1日、政友会本部の組織変更をおこなつた。すなわち、「臨機の規定」を設けて、総務委員は当分これを欠員とし、あらたに総裁指名の協議員30名を置いて党の重要事項を審議させ、協議員のなかから5名以内の常務員を指名して党の要務を処理させるこ

とにした。協議委員長には末松謙澄、常務員には松田正久・尾崎行雄・原敬が指名された。革新派の幹部公選の要求は満たされなかった。この改革は、一方で、「革新問題は……全党の輿論」であることを認めつつも、「徒らに誇大なる形容詞を臚列して党の内情を暴露⁽⁶⁹⁾した者を排除するとともに、他方で、総裁独裁制のたてまえを変更しないものとしておこなわれたのである。革新派は、改革の結果に不満であったが、3日、大会を開いて、「此際強て其主張を継続せんか、憲政の危機たる妥協問題と混同し、或は歩調の整一を欠くの惧あり、依て吾人は先づ以て妥協問題に全力を傾注し、党制革新問題は漸次其素志を貫徹せんことを期す⁽⁷⁰⁾」と決議した。かくて妥協問題と第17議会解散の責任問題が、政友会の組織改革とも関連して、第18議会の重要課題として浮び上がってきた。

政友会は、7日、代議士総会を開いて、「第18議会に於ては第17議会に執りたる方針を以て進む事」を決議したが、政府問責問題はその決定を後日にゆずり、妥協問題についてはなんらの討論もおこなわれなかった。政友・憲政両党の提携は事実上すでに破れていたが、政府問責問題と妥協問題について、政友会の態度がまだはっきりしていなかったので、憲政本党は、政府の責任を追及することも、政友会との提携を断つこともできず、10日の代議士総会では、明確な方針の発表を避けて、漠然たる決議をおこなうにとどまった。

第18議会は、5月8日に召集され、12日に開院式をあげた。政府は、開会の劈頭、地租増徴継続案を衆議院に提出した。市街宅地は前年の提案と同じく5分、その他の地租は3分3厘から3分に低減されていた。これは、政府が前議会の会期中、政憲両党の代表に提示した定率を踏襲したものであった。そのころ、政友会では、院外における妥協反対運動が活発になっていた。9日、院外非妥協派は、「在京有志者」の名で、全国の支部および同志に書面を送り、上京して代議士を督励するよう呼びかけた⁽⁷¹⁾。そのため、政府が増租継続案を撤回することを条件に、政友会が追加予算を承認するという取引

も、難行するありさまであった。桂は、伊藤の統率力のなさに驚き、再解散もやむなしと考えた。そして19日、山県宛の手紙で、伊藤にたいする軽侮の念を披瀝した。

「元來議會は、獨立の行動をなし得るものとは、乍申、其の多数を以て、議場を左右し得る政友会、其總裁伊藤侯爵と政府と約束仕候条件を、其部下たる政友会に於て、總裁の意の有る処を顧みず、行動致候は、所謂總裁独裁之精神は既に無に相成候。此上は、唯々總裁をのみ頼み候訳にも、難參、語を換て申候へは、總裁不信任とも申候次第に而、政府は空ら頼み居候訳にも、難參候。就ては小生の決心即ち政府の決心は、尚此上にも政府当然の態度を以て、侯に、政党に、殊に議會に対し、誠意を以て尽し候上は、不得止憲法の明示する、最後の始末に至候外、手段無之候。然処実に伊藤侯の進退は、此一発に、可有之候は勿論に而、氣の毒とも申も亦余り有候事に候。」

その日、衆議院の特別委員会は、4対30をもって増租継続案を否決した。翌20日、首相官邸において、桂・山本・曾禰の3相と政友会の松田・原・尾崎の3常務委員が会見し、交渉をはじめた。桂首相は、伊藤との了解に基づき、増租継続案を撤回して、行政整理により1,000万円、電話線延べにより500万円、鉄道線延べにより4,500万円を補填し、5,500万円を公債募集にとり、海軍拡張の財源にあてるといふ計画案を提示し、政友会の妥協を求めた。この妥協条件は、すでに伊藤と桂とのあいだで確定して、修正の余地のないものであった。松田らは伊藤の密約を知らず、公債額の減少を要求したところ、桂は伊藤との交渉のいきさつを説明し、伊藤が妥協条件承認の確約をあたえた言質を示して、その賛成を求めた。松田らは、はじめてこれを知り、伊藤の処置に不満をいだいたが、もはや交渉の余地なしと知ってまげて妥協案に同意し、翌日の議員総会にかけることにした。ひとり尾崎は、伊藤に欺かれたことに憤慨して、翌日、本部に脱会届を提出したが、原らの慰撫にあつて、このことは当分秘密にして発表しないことにした。

21日、衆議院は増租継続案の議事を開くことになっていたが、政友会の内

部は容易にまとまりそうもなかった。そこで、桂首相は、23日まで3日間の停会を奏請した。その日、政友会は、「協議員会を開らき、伊藤総裁の意思を伝へ並に妥協交渉の顛末を報告して其承認を求めたるも協議纏らず、遂に其纏らざる儘にて議員総会を開らきたるに、異議紛々として起り帰着する所なし、依て一と先づ休会して各団体に於て協議を纏むる事」にした。22日、各地方団体において協議した結果、絶対的反対は8団体のうち東北および北信だけであったが、政府の妥協案のままでは承諾できないと決議したものが多かった。そのことを伊藤に伝えたが、伊藤は再交渉を好まず、「政友会は大政党の面目に掛け此まゝ承諾すべし」といった。

政友会の内情に焦慮を感じた桂は、23日、つぎのような手紙を伊藤に送り、妥協案の承認を督促してきた。「停会は本日のみにて、爰に再び交渉を為す等のことは到底困難の儀と相考候に付、此際右再交渉等の事なく断然の御処置被成下候様希望仕候。……昨日も御話有之候尾崎行雄の行動に付ては、実に驚入候儀にて、閣下に対し不信切の至りと奉存候間、同氏の御処分は寸時も速かに無之候半ては、全会員の疑惑弥増候様、門外の小生等の見聞仕候宛にても、甚以心配仕居申候。……同氏の処分の速かなるは、妥協の進行上大関係に有之候事と幾度も相考申候。」伊藤は、桂と政友会の間にはさまれて窮地に立っていた。

23日、政友会は再び議員総会を開き、討論した結果、公債募集額を減少し行政整理額を増加するため、政府に再交渉を求める説が大多数をもって可決された。それから、伊藤総裁が出席して一場の演説をおこない、再交渉は無益なりとして、妥協の即決を勧告した。総会后、協議員ならびに各団体の代表者を招いて協議したが、多数は依然として再交渉を望むので、原もやむなく政府に談判しようと決意した。しかし、「伊藤は頻りに再交渉の不可を説き、大政党の所為としては交渉を再びするは其面目を汚すものなりとも云ひ、又到底此上政府に譲歩せしむる余地なし、且つ既に昨夜に於て桂に再交渉をなさしめずとの書翰を送り置きたりと云ひたれば、各員は夫なれば今更致方

なしとして再交渉をなさざる事となし、各団体の取纏に着手する事⁽⁹⁾となった。この経過から、原は「伊藤が交渉の余地あるが如く云ひたるは全く虚言なるが如く思はる」と推考した。かくて翌24日、第3回議員総会において、ようやく妥協案が承認された。しかし、政友会はこのために、すくなからぬ犠牲を払うことになった。すなわち、非妥協派34名は、この日の議員総会に政府問責決議案を提出したが、妥協案が可決されたので、硬派の山口熊野・小川平吉ら11名があいついで脱会し、地方の地盤に動揺をきたした。しかし、伊藤は、政府と議会との妥協につとめた功勞により、政友会結成で失墜した宮中の信用を回復し、天皇から金1万円を下賜された。

25日、政府は増租継続案を撤回し、30日、第3期海軍拡張費をふくむ追加予算案が衆議院を通過した。わずかに同志倶楽部の大竹貫一が、確たる財源のないことを理由に、反対意見を述べただけであった。翌31日、事業繰延べ・公債募集にかんする諸法案が可決された。また、憲政本党が提出した内閣弾劾上奏案は、政友会が反対したため、123対228をもって否決され、桂内閣は前議会解散の責任を解除された。

海軍拡張問題は一応片づいたが、第18議会の妥協問題は、伊藤総裁と政友会幹部との対立を表面化させ、総裁独裁制の動揺に拍車をかけた。尾崎の脱会後、松田と原は、伊藤の密約によって桂内閣と妥協せざるをえなくされたことに憤懣をいだいていたが、5月29日、憲政本党が教科書事件と取引所事件について政府問責の決議案を提出すると、これを当該大臣のみ一部の問責に修正して可決させた。この件につき、原は日記に、こう書いている。「此決議は党内の事情に於て之を修正可決せざれば党の分裂を免がれざる形勢なるに因り、総裁にも諮らず、松田と協議し、専断を以て決行するの覚悟を定め置きたるなり」、「右の決議は伊藤不同意なる事明かなるに因り、議場閉場後にあらざれば伊藤を訪問せざる事に決し、伊藤幹事(大八)をして報告せしめたるに、伊藤果して憤り居れりと云へり、然れども之にあらざれば政友会の分裂を免がれ難く、且つ斯る一部の問責は妥協の条件に毫も関係なき事

柄なればなり。」⁽⁶³⁾31日、伊藤は松田と原の行動に不満をいだき、「常務委員の辞表提出を望むの内意を洩らせり、蓋し政府に対する義理立ならん、伊藤自身桂を訪ふて決議に拘らず留任すべしと勸告せし由にも聞く。」⁽⁶⁴⁾

桂は、「善意を翻して悪意に出た」⁽⁶⁵⁾政友会の不徳義に激怒した。しかし、「思ふに行掛り上海軍問題の爲め妥協はなしたれども、政府攻撃は前年の本会議に異ならず。如此の手段を以て政府の内部に紛議を生ぜしめ、不得止政府をして進退の止を得ざるに出でしむるの方略なりしと推察して誤解はあるべからず」としながらも、他方では、「伊藤侯も亦政府を乗取るの勇氣無く、若し有るとしても事情上自分が直ちに反対を受けんことを恐れ」⁽⁶⁶⁾ていると、伊藤の心底を見抜いていた。

6月4日、議会は閉会になった。この日、松田と原は、常務委員の辞表を伊藤総裁に提出した。伊藤はふたりを更迭するつもりであったが、協議員がそろって辞任に反対し、11日、「懇親会を名として紅葉館に集會し、其結果総裁に於て若し余等〔松田と原〕の辞任を聞届くるときは協議員一同辞任すべしと決議し、総代を選んで総裁に其意を通じた」⁽⁶⁷⁾ので、伊藤は更迭を断念し、ふたりは留任することになった。原の説明によると、「総裁も余等の辞表を方便に使ふの意志齟齬し、其失策を悔たるにてもあらん、切に留任を懇諭し、且つ余等の不平も聞くべしと約」⁽⁶⁸⁾して、局を結んだ。かくて伊藤は、みずから党内における総裁の威信を失墜することになった。

このような伊藤と政友会幹部との対立は、たんに感情の齟齬によるものではなく、政策と政権構想の相違によるものであった。13日、松田と原が伊藤を訪れ、3人鼎坐して内談したさいのことを、原はつぎのように書いている。「次の議会には兩政整理は問題となるべき形勢を説きたるに、伊藤は後に出来得ざる事を云ふの不可を唱ふ、……又政府に対する態度を聞くに、是を是とし非を非とするまでなり、予め反対と極め置く事不得策なりと云ふ、……伊藤が政府は財政に窮して辭職するが如く信ずる口气あるに依り其誤解を諷示せしに、財政のみにあらず他にも窮する事あり(蓋し対露外交)とて、

政府の到底永続せざるが如く説く、余は伊藤が政府に欺瞞せられ居る事を信ずるに因り頻りに之を諷示し、且つ伊藤が余に其政権を取るに急なるべからざるを説くに付、閣下の如きは今日まで成功したる大業多ければ、別に望みもなかるべけれども、余輩の如きは然らず、且つ閣下も段々老境に入らる、早く後嗣を造らざれば他日四分五裂の結果に陥らんと説きたるに、彼は然れども兎に角急ぐべからずと頻りに慰撫するのみにて、談多くは要領を得ず。⁽⁶⁹⁾「蓋し伊藤の内意は、議会の反抗によりて政権を取るは不可なるに付、政府と密接して円滑に政府を取る事を望むものゝ如し、然れども政府は決して伊藤の術中に陥らざるべしと思はる。」⁽⁷⁰⁾

ここに、政党指導者としての伊藤と原との資質・志向の相違を、はっきりと読みとることができる。伊藤が、妥協は憲政の本義にもとるとする党内の反対をおして桂内閣を助けたのは、「憲法政治なるものは国家より重しとは思はぬ」⁽⁶⁴⁾からであった。そして、彼は、桂から政権がまわってくることを期待していた。そこに、元老＝総裁である伊藤の限界が現われていた。原は、党首として政権奪取の意欲に欠ける伊藤の優柔不断さに、うんざりしていた。彼は、自分が政友会の指導権をとり、政友会が政権をとる方法と時期をさがし求めていた。

議会閉会后、政友会内部の紛糾は一段とはげしくなった。6月6日には、片岡健吉・林有造・竹内綱らの土佐派が、手を携えて政友会を脱会した。土佐派は、政友会の結成以来、不遇の地位におかれていたので、伊藤の総裁専制にたいする反感はとくにはげしかった。高知支部所属の会員はことごとく政友会を脱会し、高知支部は崩壊した。

片岡は、のちに「脱会告知状」を公表して、伊藤の態度をつぎのように批判した。「侯は全く一身上の関係を以て、政友会全体の主義体面より重しとし、殆んど公党をして私門に殉せしむ、健吉曾て侯が余は国家元老の地位に在り、一身を挙て党に殉する能はずとの言を怪む、今果して其言を実にす。……侯善く党首たる資格を全うせんか、藩閥元老の情実を捨てざるべからず、

……而して其提議は不幸にして同志の容るゝ所とならず、是に於て相率ゐて政友会を脱会するに至れり。」これは、伊藤が元老であると同時に総裁であることの矛盾を指摘したものであった。また、林も、西山志澄・山本幸彦とともに「脱党理由書」⁽⁹⁾を發表して、「伊藤総裁は元老として内閣と協定したる所のものを以て之を黨員に強ひ、終に大会の決議を蹂躪するに至る、……斯の如きは政党の本分に紊り議員の権能を無視するものにして、憲政の完美を期する政党の行動として焉ぞ之を容認すべけんや」と批判した。林は、政友会の組織を変更し、総裁専制を改めて合議制とすることを發議したが、協議員会の容れるところとならず、脱会するに至った⁽¹⁰⁾。

政友会本部は、各団体から2名の委員をあげて脱会者の慰留につとめたが、党内の動揺はおさまらず、6月26日には、さらに、内藤守三・小田貫一・望月圭介ら7名の広島県選出代議士が全員脱会するに至った。かくて政友会は、桂内閣との妥協のため、脱会・除名により60名の代議士を失い、衆議院の過半数を割るに至った。

中央における政友会内部の動揺は、つづいて地方に及び、地方(長野・山梨・石川・群馬・静岡・滋賀・三重・愛知・広島・岡山・兵庫・大阪・高知・徳島・鹿児島・熊本の諸県)の会員にも脱会者が続出し、6～7の2ヵ月で、その数は1,000名をこえた。なかでも、群馬・高知・徳島・広島の4県は、有力者がことごとく脱会したため、ついに解散を決議した。また、大阪・北信の両支部は、いったん解散を決議したが、のちにこれを取り消し、わずかに命脈を保った。そのほか、解散の決議にいたらないまでも、多数の有力者が脱会したため、名ばかりとなった支部もかなりあった。このような地方動揺のため、地盤の関係上のちになって脱会のやむなきにいたった代議士も、少なくなかった。『立憲政友会史』は、「当時の党情宛がら『四面楚歌声』の概なきに非ざりしなり」と書いて⁽¹¹⁾いる。

政友会が桂内閣と妥協したことは、桂内閣の命脈をつなぐうえでは大いに補益したが、伊藤は、そのために、政友会総裁としての信望を失墜した。政

友会は伊藤の声望に負うところ大であった。それだけに、伊藤が信望を失うと、脱落者が続出することになった。伊藤は、政友会の統率力を失い、会員から完全に浮き上がってしまった。この間隙につけ込んで、桂は伊藤を政友会から引き離し、舞台裏にひっこめてしまった。

桂首相は、小村外相と相談して、さきは無隣庵会議できまった方針に基づき、ロシアと交渉を開始することに決し、6月17日、伊藤を大磯に訪れ、交渉の覚え書を示して意見を求めた。そして、伊藤の示唆にしたがい、23日、御前会議を開催して対露根本方針を決定した。しかし、対露交渉を開始するにあたり、「恐露病者」といわれた伊藤の存在は、桂内閣にとって目の上の瘤であった。桂はかねてから、伊藤の容喙を煩わしく思っていた。伊藤が「万事万端元老と政党首領の両刀遣なるは必然なるが故に、到底万全に談判の進行は六づか敷かるべきは勿論」、「伊藤侯をして政党の首領に置かば、誰れか総理大臣たりと雖ども、此の国家の難問題を解決すること最困難なり」と考え、伊藤を政友会から引き離して、内閣の政策を自由に実行しようとした。山県に相談したところ、山県はもとより同感で、伊藤に政友会を退かせて枢密院に送り込んで、という意見であった。桂はむろん賛成であった。松方は山県と同論、伊藤の僚友井上も、政友会が伊藤の手に負えなくなったことを憂慮していた。

御前会議の翌日、桂は伊藤と山県を官邸に招いて、自分はその職を退くから、両元老のうちのひとりが総理大臣を引き受けてもらいたい、と申し出た。「桂の真意は、公〔伊藤〕が一方元老として政府の機務に参与しながら、他面政党首領として議會を左右するに於ては、到底自己の責任を以て國務を遂行し能はずといふに在つた。」要するに、元老か総裁か、どちらかひとつ辞してもらいたいというのである。しかし、伊藤はことわった。現内閣支援の言質も与えなかった。桂は、25日、閣議を開いて総辞職を決定し、7月1日、病気を理由に辞表を提出した。しかし、翌日、病気ならば暫時休養せよと、辞表は却下された。桂は病気ではなかった。辞表提出は、「山県侯へ何

トカ弥縫ノ道ヲ講ジ呉レルナラントノ依頼心」から出た「狂言的切腹」にすぎなかった。桂は、3日、葉山の長雲閣に赴いたが、出発にさいし、山県に書簡を送った。その一節には、「就ては此頃来、縷々拜陳仕候、小官の決心の通、御洞察₍₄₎被成下、速かに政海の前途、御配慮₍₄₎被成下、左なくては実に₍₄₎不容易事に₍₄₎可立₍₄₎至候半と、心痛此事に御座候」とある。伊藤を枢密院に送り込む策謀の督促であった。桂は葉山の途次、伊藤を大磯に訪れ歓談した。伊藤は桂が翻意したものと思ひ、伊東已代治宛に「談笑の中百疑氷積、快然の至に候₍₄₎」と書いた。伊藤はまたしても桂に一杯食わされたのである。

桂の依頼をうけた山県は、徳大寺実則待従長および田中光顕宮内大臣を説き、5日、松方とともに参内して、「刻下の時局は、内閣の更迭を許さず、挙国一致、対露問題を解決するにある。但だ伊藤が政友会総裁として、往々内閣の行動を掣肘することあるは、国政の進路を阻碍するの虞がある。故に伊藤をして政友会総裁の地位を辞し、枢府議長の職に就かしめ、協力一致、内閣を援助するに至らば、国家の幸福は之に過ぎたことは無い」と奏上した。翌6日、伊藤がよばれ、枢密院議長就任の内旨をうけた。伊藤は数日の猶予を願って退出したが、山県らの奸計に出たものだと知って心中おだやかではなかった。政友会総裁にまだ未練があった。彼は徳大寺に「党员ドンダリ背くらべにて甚困る₍₄₎」ともらしていた。西園寺に相談すると、西園寺は「今日に至り 政党を捨て 枢府に入るは不可なるに付、御断申上る方可ならん₍₄₎」と勧めた。西園寺から子細を聞いた原と加藤も同意見であった。

山県は、伊藤が奉命を躊躇していると知って、伊東を訪ねて相談したところ、このうちは勅諭をいただくほかないだろうというので、伊東に文案を起草させ、「自ら謄写し自分で作ったものの如く装って₍₄₎」、7日、これを携えて参内、天覧に供した。ところが、天皇は一読して、山県が起草したものでないことを見破り、すこぶる逆鱗の気色であった。そして、「若し伊藤が枢密院議長の任は受けても、政党の総裁は罷めぬと理屈張った時は如何にするか₍₄₎」と詰問されたので、山県は大いに狼狽し、「実は之は已代治の考であります₍₄₎」

と告白せざるをえなかった。この日の状況を、田中宮相は伊東につぎのように語った。「実ハ昨日ノ御逆鱗ハ近来絶ヘテナキ程ニテ、老耄セル元老共ガ、余計ノ口出シヲスル故、斯様ナコトニナルトテ、勅語案マデモ地ニ打付ケラレタリ、……而シテ陛下ハ其儘御席ヲ起タントシ給ヘルモ、御袖ニ縋リテ御願申上ゲタル次第ナリ、ソレヨリ實際ノ斡旋者が、山県ニアラズシテ貴官〔伊東〕ナルコトヲ申上ゲタルニ、已代治ナラバトノ御沙汰ニテ、昨日貴官ヲ呼ブトハ易カリシモ、右ノ如キ御気色ニ付、御逢ヒ遊バサレザルトキハ、如何ノモノト考慮シテ差控ヘタルナリ……。」⁽⁵⁾

翌8日朝、徳大寺待從長が宮中で伊東に面会して、「書面ヲ与フトセバ（一）伊藤ハ政党ト関係ヲ断ツカ（二）枢密院議長ニ任ゼラレタル後政友会ト関係セザルカ（三）書面ヲ与フレバ違背ナク請ケルカ、ニ付キ已代治ハ確ニ保証シ得ルカ」との聖旨を伝えると、伊東は山県の求めに応じて文案を起草した内情を述べたうえ、「先ヅ第一ノ政党関係云々ノコトハ、……畢竟伊藤ヲシテ政党ト関係ヲ断タシメントメノ心配ニ出ズルモノナレバ、今更右様ノ疑問アル筈ナシト愚考ス、第二ノ点ハ、既ニ御請申上ゲタル以上曖昧ノ行為ヲ許サザレバ、自分ハ伊藤ヲ信ジ、彼ノ男兒的去就ニ出ヅルヲ堅ク保証セント欲ス、第三ハ、御書付ヲ賜ハルモ御請申上ゲザル如キ、不臣ノ心得ノ伊藤ニナキコトハ誓テ保証スル所ナリ」と奉答して執奏を求めた。かくて天意ようやく解け、山県の奏請を允許することとなり、同日午後、徳大寺待從長が勅書を伊藤の旅寓にもっていった。伊藤は数日の猶予を請い、その理由を徳大寺に質問されると、「陛下ヨリ自身受任ノ後ニ至リ、突然内閣組織ノ圧迫ヲ受クルヤウノコトナキ保証ヲ願フノ必要アリ」と答えた。伊藤は、まったくむだな心配をしていたようである。⁽⁶⁾

10日夕刻から、原は伊藤を訪問した。「其談話中、彼は内閣を組織する意思を断念し後進者を薦めて内閣を組織せしむるの意思なる事、並に政党も後継者を推挙して去るの意思なる事を知れり、右は西園寺を指したるものなる事も明かなり、又枢密院議長を拜する事は殆んど内決し居るものに似たり、

……要するに、君命は遂に之を受くる外なしと決定したるに付、善後策に付考慮中なるが如し」と原は書いている。しかし、このままひっこむのも業腹なので、伊藤は自分の枢府入りを策した諸元老を道連れにすることにした。山県と松方は承諾したが、井上は事情あってことわった。かくて伊藤は、12日参内、勅命拝受の意を奏上するとともに、山県・松方の両元老をも枢府入りさせるよう奏請した。翌日、伊藤は枢密院議長に、山県と松方は枢密顧問官に任じられた。そして14日、政友会は協議委員会を開き、西園寺を後任総裁に推載することを決議した。

尾崎行雄は、伊藤の枢府入りについて、つぎのように書いている。「要するにそれは、山県公一派官僚の陰謀と、伊藤公のためを思ふ井上馨侯等の憂慮と公を御手許におきたいと思召された明治天皇の聖慮とが、ついに伊藤公を政友会から引きぬいて、枢密院議長の地位につかしたものである。さうして山県公一派の陰謀が成功したのは、時まさに日露戦争を前にひかへた非常時であつたからであつた。」⁽⁶⁹⁾表面の事情は、たしかにそうであつた。しかし、伊藤に近かつた林田亀太郎は、また別の見方をしている。「藤侯は全然桂子の策に乗り、山侯松伯の為に毒殺されたかの如き感なき能はず、然れども著者の聞く所に依れば是は表面の事実過ぎず、曩に藤侯が政党組織に反対せらるゝや榮爵を辞し、元老の礼遇を退いてまで初一念を貫徹すべきを上奏したではないか。藤侯にして若し政友会創立当時の意気あらば、何故に桂子に対し『元老たらんより寧ろ党首たらん』と返答されなかつたか。顧ふに侯は党首専制を設けて政友会に臨みしも総裁の威令全く行はれず、而して旧自由党の跋扈依然たるものありて、侯既に政党に飽きたのである。……且衆議院に於ける多数党を作り上げて、貴族院の同情を有せざれば国務を運行する能はざるの苦き経験を嘗め、而して貴族院を斯く作り上げたは藤侯であり、之を改革せんとしても其途なしとすれば、其責任よりするも晏如たる能はざるは当然である。茲に於て著者は曰ふ、藤侯は表面山侯松伯に余儀なくせられたる如きも、⁽⁷⁰⁾実は之を機会に枢密院に隠れたものであると。」林田の観察

のほうが正鵠をえているようである。

伊藤は最後まで政権に未練をもっていたであろう。しかし、彼は、自己の権力をきずき維持するための持続力と周到さに欠けていた。それに、権力にたいして淡白であった。政治的洞察力もだいぶ怪しくなっていた。それで、政友会総裁の任が煩わしくなり、政権に未練を残しながらも、枢府入りを決意したものと推測される。

伊藤は、「傭兵恃むに足らず、親兵に非ざれば不可なり」との考えを実現すべく、「模範的政党」の組織を決意した。しかし、現実には、政友会は、憲政党（自由党）を基盤に組織せざるをえなかった。そこで、伊藤は、総裁専制によって、政友会に「模範的政党」の行動をとらせようとした。しかし、議会在多数決の原理によって運営される以上、政党の実権も党内多数を掌握する者に落着せざるをえない。さらに、元老＝総裁の矛盾という事情が加わり、伊藤は政友会の統率に失敗した。伊藤が政友会総裁の地位にあること、わずかに2年9カ月と28日にして、枢密院議長職に隠れなければならぬ破目になったとき、彼は、衆議院書記官長官舎に林田を訪れ、「君の忠告を聴かなかつたばかりに斯麼非道い目に逢つた、此失策は吾政治上の三大失策の一だ」と語つた。

『報知新聞』は、「元老怨嗟の声＝漸く高まる」と題して、各種の「対伊藤下馬評」を紹介しているが、そのなかに、つぎのような評がある。「畏れ多い事ぢやが、衰龍の御袖にからまってお茶を濁して来たのが彼の凡てだ、ソレを剥がれると零になる、其今日あるは訝むに足らない、打遣つて置いた所で、次の議会までに総裁としての彼は動が取れなくなるのだ、動きが取れなければ、奥の手を極め込む、何の道政友会が馬鹿を見るに極つて、其処を桂などが見越して、自分の側から持掛けたのは流石に豪いもんだ、親切ごかしにしたのだ。伊藤の方からいふと頗る念の入つた渡りに舟といふ事だ、心中竊かに桂を拝むで居るかも知れない。」「何といったって仕方はないさ、山県、伊藤などといふ私党の争の爲めに、内閣が辞職する、首相が静養する、

元老がお召しになる、揉んず摩ったが初まって、国務が容易く隅っこに片付けられる時世だ。10日間といふものは国家が何処にあるか、外交が何処にあるか、一元老の進退の為に一切真っ暗闇にせられる当世だ、常識では判断が出来兼ねるよ。」「甘い事を云ふぞ、大政党の首領で、其首領の挙措如何が直ちに其政党の運命に関しようといふ時、後足で砂にしてアバヨを極め込むといふ芸当も、日本でなければ見られねえ、何処の国の政党史にも斯んな例はないぞ。」⁽⁴⁾『報知新聞』は憲政本党系の新聞であるが、その点を割引しても、後世の史書よりも当時の世評のほうが、かえって事の真相をうがっているようである。

伊藤の枢府入りは、政界の新時代にとびらを開くことになった。山県と伊東は、桂の依託をうけて伊藤を政界から葬ったが、それによってみずからをも葬る結果になった。桂が伊藤を相手に議会対策をおこなうには、山県の助力が不可欠であった。伊藤と交渉するの必要がなくなれば、それだけ山県も必要でなくなる。桂は西園寺・原と直接交渉すればよい。直接交渉で足りるとなれば、策士伊東の暗躍もまた不必要になる。桂にとっては、うるさい小姑にすぎなくなる。それだけではない。井上馨・大山巖をのぞく全元老（西郷従道は明治35年7月15日死去）、首相の前歴を有する全元老が枢密院に引きこもったことは、「元老政治」の時代がおわったことを象徴していた。伊藤が専制擁護の目的で創設した政友会は、西園寺・原に相続され、総裁専制の枷をすてて政党本来の論理にしたがい運動することになった。それは、政友会が憲政党を丸がえにしたことの必然的な結果であった。かくて政党が専制に制限を加え、絶対主義機構をその内部から改革していくための、主体的条件が形成されはじめたのである。

注 (1) 『東京朝日新聞』明治36年1月30日。

(2) 「桂太郎自伝」巻5（『明治史料』第11号、28ページ）。

(3)(5) 「桂太郎自伝」巻4（同上、11ページ）。

(4) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』坤巻、87～9ページ、傍点引用者。

(6) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻統、65ページ（明治36年3月12日）。

- (7) 同上, 68ページ(明治36年4月6日)。
- (8)(9) 小林雄吾編『立憲政友会史』第1巻, 217~9ページ。
- (10) 『報知新聞』明治36年5月4日。
- (11)(12) 「桂太郎自伝」巻4(『明治史料』第11号, 12, 13ページ)。
- (13) 『原敬日記』第2巻続, 71ページ(明治36年4月25日), 傍点引用者。
- (14) 同上, 72ページ(明治36年4月26日)。
- (15) 工藤武重『帝国議會史』第3篇, 114ページ。
- (16) 『立憲政友会史』第1巻, 220ページ。
- (17) 『東京朝日新聞』明治36年5月4日。
- (18) 同上, 明治36年5月9日。
- (19) 『公爵桂太郎伝』坤巻, 113~4ページ。
- (20)(21) 『原敬日記』第2巻続, 77, 79ページ。
- (22) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻, 586~7ページ。
- (23)(24) 『原敬日記』第2巻続, 79~80ページ。
- (25)(26) 同上, 84~5ページ。
- (27)(28) 「桂太郎自伝」巻4(『明治史料』第11号, 15ページ)。
- (29) 「桂太郎自伝」巻5(同上, 30ページ)。
- (30)(31) 『原敬日記』第2巻続, 90~1ページ。
- (32)(33) 同上, 92~3ページ。
- (34) 明治36年6月6日, 政友会議員総会における演説(『立憲政友会史』第1巻, 260ページ)。
- (35) 『立憲政友会史』第1巻, 265~7ページ。『東京朝日新聞』明治36年6月12日。
- (36)(38) 同上, 268, 282ページ。
- (37) 『報知新聞』明治36年6月6日。
- (39) 「桂太郎自伝」巻4(『明治史料』第11号, 16ページ)。
- (40) 『伊藤博文伝』下巻, 591ページ。
- (41) 「伊東巳代治日記」明治36年7月5日(晨亭会『伯爵伊東巳代治』上巻, 1938年, 332ページ)。
- (42) 『公爵桂太郎伝』坤巻, 136ページ。
- (43) 『伊藤博文伝』下巻, 592ページ。
- (44) 徳富猪一都『公爵山県有朋伝』下巻, 552ページ。
- (45) 明治36年7月6日付, 山県有朋宛徳大寺実則の手紙(『伊藤博文伝』下巻, 594ページ)。
- (46) 『原敬日記』第2巻続, 96ページ(明治36年7月7日)。

- (47)(48)(49) 『伯爵伊東巳代治』上巻, 332ページ, 伊東巳代治談。
- (50)(51)(52)(53) 「伊東巳代治日記」明治36年7月8日(同上, 336~7, 338, 339~40, 341ページ)。
- (54) 明治36年7月9日付, 山県有朋宛徳大寺実則の手紙(『伊藤博文伝』下巻, 596~7ページ)参照。
- (55) 『原敬日記』第2巻続, 98~9ページ。
- (56) 尾崎行雄『男堂回顧録』上巻, 352ページ。
- (57) 林田亀太郎『日本政党史』下巻, 1927年, 147~8ページ。
- (58) 同上, 2ページ。
- (59) 同上, 66ページ。拙稿「日清戦争後の天皇制(5)」『岐阜経済大学論集』第4巻, 第2号, 1971年3月, 79ページ, 参照。
- (60) 『報知新聞』明治36年7月13日。

5 日露開戦と軍国議會

桂内閣の財政計画は、第18議會でかろうじて成立したが、政友会との妥協によって、重大な変更をこうむらなければならなかった。政府は、地租増徴継続案を撤回しただけでなく、妥協条件以上に行政を整理して公債募集額を減ずると言明し、政友会は、別に、「鉄道益金を以て建設及改良資金に供給する」との建議案を提出し、つとめて公債政策から遠ざかろうとした。⁽¹⁾公債募集増加額5,500万円のうち、第18議會で承認されたのは3,200万円であった。そのうえ、政府が第16議會でみずから立てた非募債主義をすてて公債政策を復旧したことは、はげしい非難をこうむった。公債は表面上、鉄道その他の事業費に当てられていたが、実はその事業を繰り延べ、その公債を海軍拡張費の不足額に転用するものであった。地租継続案を撤回して公債募集によるといっても、それは、海軍拡張のための租税増徴を一時さきに延ばしたにすぎず、経済的には、「地租から取るも公債に抛て借金をして是を払ふと云ふも是は同一事」⁽²⁾であった。とくに、日露開戦のさいには、外債を募集するという方針をすでに決定していたので、あらたに公債を募集しないのみか、むしろ既発公債を償還して、「有事の日」にそなえておくことが必要であっ

た。かくて大蔵省の内部でも政府の公債政策にたいする反対が強く、阪谷芳郎総務長官の辞任がうわさされたほどであった。

衆議院では、憲政本党が全党をあげて公債募集に反対しただけでなく、5月22日には、政友会所属の実業家代議士が公債募集に反対する決議をおこなった。鉄道敷設法中改正法律案および事業公債条例中改正法律案が提出されると、憲政本党の加藤政之助はこれに反対して、つぎのように演説した。

「我日本帝国の如き国柄に於きましては、財政計画の如何は生産の發展上、国民財産の消長に至大なる關係を及ぼしまするものであります。」それゆえ、「今日の内閣の如く、財政上に於て一箇の意見もない、風のまにまに西し南し北し東すると云ふ内閣で有りましたならば、是は早く更つて呉れる事が吾々国民の利益であると信じます。現内閣の諸公が昨年非公債の政策を定められて、之を我 天皇陛下に奏請し奉つた。……然るに現内閣は、僅か1年を経たざる今日に於て、再び陛下に向つて公債政策の復活を奏請し上つて陛下の聰明を蔽ふに至つた。」「海軍の拡張は、成程吾々は刻下の現状に顧みて、是は為さねばならぬ事であると同意致すのである。併ながら、財政經濟の方面により之を觀察致しますれば、海軍の拡張は確に不生産的の事業である、……此不生産的の事業を經營するに當りまして、少なくとも其財源は国の剰余金に取りまするか、若くは事業を繰延べて之を海軍の費用に用ゐると云ふことが、適當の処置であると思へるのであります。若し夫れ海軍を拡張するがために、利息の付いた公債、即ち借金をして海軍を拡張すると云ふことでありましたならば、……其財源の不可なることを主張しなければならぬと思ふのでございます。既に、此事の宜しくないのは、既往我日本帝国の軍備拡張に於て証せられてあるであらうと思ふ。既往の軍備拡張は借金をしたのではありませぬ。支那から取つた借金を以て軍備拡張をしたのである。併ながら、其結果はどうなつたかと申しますると云ふと、此不生産的の事業に多くの金を年々歳々注込んだと云ふために、我日本の經濟社会は紊亂せられて、商工業は恐慌を起し、沈滞を起し、今日の困難の状を呈したのでございませ

う。」「我日本の此経済社会は……最早回復期に向つて十分金融市場が裕にならなければならぬのである。然るに、容易に是が回復の傾向を見ないのである。と云ふのは、経済財政の策を既往に誤ること大にして、其病根深きが故であると私は思ふのである。此病根が深いならば、現内閣の財政の局に当らるゝ所の諸公は、此病根を少しづゝでも減じて、日本の経済社会を回復するの氣運に向はしむると云ふことに努めなければならぬ。然るに、逆比例に此病根をして益々増長せしむるが如き此借金政略を、再び此議場に提出せらるゝと云ふことは、私は日本の経済社会を顧みざるの甚しきものであると考へるのである。」「而して此海軍擴張と云ふものは何の爲であると云へば、即ち其時局に処して此清韓の東亞問題を解決すると云ふ準備のために、此海軍の擴張をするのでございませう。果して同様であると致しましたことならば、……是には此海軍の擴張と云ふ僅かの少ない費用ではない、極めて巨額なる数億万円、若くは十億を以て算する所の巨額の金が要るかも知れないのである。此金は何れの道に依つて我内閣の諸公は取らうと考へつゝあるのでございませうか。……公債に依るの外致方がないのである。果して然らば、今日は此前途を鑑みる時には、此公債と云ふものは寧ろ償還すると云ふ政策を採られるのが当然である。償還する事が出来なくても、少なくとも新たな公債を募らずに置いて、一朝事あつた時の用意に供すると云ふことが当然であります。然るに、内閣諸公は此所に気付かず致して、今日より此準備行為のために公債を募つて之に使ふと云ふことになつたならば、他日事あつたときには如何になさるゝ積りであるか。』⁽³⁾

衆議院は5月31日、貴族院は6月3日、募債兩法律案を可決した。しかし、貴族院は、同時に、「曩に定むる所の財政計画は内経済の基礎を固うし外國家の信用を厚うするものにして、今や再び公債政策に復せむとするは國家の爲に最も取らざる所なり。政府は尚ほ鋭意行政財政の整理を行ひ、又事業に在ては其緩急を精査し、苟くも繰延の余地あるものは之を繰延べ、又は他に適當の財源を選択し、万已むを得ざるの場合を除くの外、断じて公債の募集

を避け、既定の財政方針の持続せられんことを切望す⁽⁴⁾という建議案を可決した。

経済界においても、桂内閣の募債政策にたいする反対が強かった。議會開會中に、商工經濟会は募債反対の意見を發表した。つづいて、大阪商業會議所は、「此の際公債募集の権策を弄して強て一時を糊塗せんとするが如きは、嘗に直接に我が財政整理の序緒を紊すの悪果あるのみならず、間接に我が經濟界の適和を破り、其の発達を害するの虞あるものなり⁽⁵⁾」との建議を提出して、政府の反省を促した。神戸商業會議所も、「政府は須らく事業の繰延を止め、公債募集の政策を棄て、専ら行政の根本的整理を遂げて其經費を節約し、尚且不足を生じ止むを得ざるに於ては、地租其他に適當の財源を求めて之を補填し、財政の基礎を確立して商工の発達を阻害せざるの方策を執られん事を、切望の至りに堪へざるなり⁽⁶⁾」との意見を發表した。さらに、議會閉會後の7月7日、名古屋商業會議所は、政府が当初の方針をすてて募債政策をとり、鉄道・電話などの事業費を削減したことを、「國家財政上ノ一大失計」として非難し、「次年度ノ予算ヲ編成セラル、ニ方リテハ、断然此ノ政策ヲ排シ大ニ行政ヲ整理シテ、及フ限り生産的事业並ニ国防充実等必要ノ費途ニ充テ、尚ホ不足スルニ於テハ、他ニ適當ナル財源ヲ求メ之ヲ填補シ、公債募集等一時的ノ権策ヲ捨テ、永久的財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、以テ財政ノ安泰ヲ計ラレン事切ニ希望スル処ナリ⁽⁷⁾」との建議を首相および蔵相に提出した。そのほか、各地の実業団体も、ぞくぞくと政府の財政政策を批判する意見を發表した。かくして、日清戦争後たびたび内閣更迭の原因となった財政問題は、増税とくに地租から公債募集・行政整理へと、その中心が変わった。

桂首相は、伊藤を枢密院に送りこんだのち、内閣改造をおこなって行政整理の実行を容易にした。7月15日、内海忠勝にかわって児玉台湾總督を内相に新任し、さらに17日、平田農相・菊池文相・芳川逯相を免官し、しばらく専任大臣を置かず、児玉内相に文相を、曾禰蔵相に逯相を、清浦法相に農相

を兼任させた。そして、その兼任三大臣を行政整理委員に任命し、整理の綱領を定め、その基礎を確定させた。9月中旬、行政整理は終了し、37年度予算案の閣議決定をみるに至った。かくて9月22日、波多野敬直を法相に、大浦兼武を逓相に、清浦法相を農相に、久保田譲を文相に専任した。

行政整理による経費節減額は492万円、事業繰延べによる減額は予定額(500万円)を上回って826万円であった。しかし、明治37年度総予算は、当初の財政計画を変更したため、巨額の不足を生じる見込であった。歳入は、經常部で地租の復旧により980万円・酒類造石高の減少により160万円、臨時部で清国債券売却却3,300万円・償金繰入れ790万円・返納金180万円、合計5,410万円の減少にたいし、歳出は、行政整理と事業繰延べにより1,318万円を減額したものの、新事業費1,530万円の増加があり、北清事変費償却3,300万円の皆減と鉄道建設および改良費をさらに減額することを考慮しても、なお約2,000万円の歳入補填を必要とした。かくて桂内閣は、あらたに製造煙草専売制度を設けて600万円(次年度以降3,000万円)、そのほか、所得税・営業税・砂糖消費税・森林収入・樟脳専売収入により400万円を増収し、さらに臨時歳入において、一時借入金630万円・公債募集金80万円・清国償還金収入90万円を計上し、歳出入の均衡をはかることにした。事業費については、第18議会における妥協の結果、公債政策を復旧したが、37年度には、台湾事業費560万円のほか、依然として公債を募集しない方針をとった。こうして、桂内閣は、議会にたいする行政整理の公約を実行し、37年度予算案を編成することができた。

第18議会後、政友会は脱会者続出して衆議院過半数の勢力を失い、憲政本党もまた意気あがらなかった。そのため、憲政本党内には、政友会脱会者中の同志を糾合して政界に優位を占めようと主張する者がおり、大隈総理や板垣を動かしていた。しかし、党幹部は、政友会と対抗するのを不利とし、かえってこれと提携する方針をとっていた。両党ともに桂内閣の政党攪乱にたいする反感が強く、共同してこれに対抗しようとしていた。7月16日、加藤

高明が同席して、政友会の松田・原と憲政本党の大石正巳・箕浦勝人・河野広中が会見した。原はその日の日記に、「彼に於ては大隈伯を退隱せしめて政友会と合同するも妨なしと云ふ決心をも有せしが如し、席上非政友会を全く排除し得るまでは提携を原則とし已むを得ざるものゝみ別途の方針を取る事に互に内話せり、19議會の際には提携し得る事今日の予定にては疑なし⁽⁸⁾と書いている。このときは提携の成立にまで至らなかったが、第19議會の召集期が近づくと、提携談は再然した。

10月27日、政友会の松田・原・江原素六と憲政本党の箕浦・鳩山和夫が、星ヶ岡茶寮で会見して、互に意見を交換した。11月27日、松田と原は西園寺を訪れて、第19議會にたいする態度を協議した。その結果、「前議會よりの往掛に付決議案を起草する事となし、又進歩党と問題に付成るべく同一の歩調を取る事となし」、原はただちに加藤高明を訪れて、「此際兩党の首領会見するは物議の種となり妙ならざるに因り、来る三日の大会までは会見を見合せ、兩党の意思一轍に出るの態度を公然示したる後にて会見するを可となし、此際は宣言書の骨子となるべき件々を内々打合せ置きたしとの趣旨⁽⁹⁾を、加藤を通じて憲政本党に申し入れた。29日には、政友・憲政兩党の院外者が会合して、提携談に同意をあらわし、所属議員の督励を申し合わせた。つづいて12月1日、「立憲政友会院外団」が正式に組織され、内閣は日露交渉の機宜を誤り行政整理の公約を無視したものと認め、憲政本党と提携して新議會において内閣を弾劾しその更迭を促す、と決議した。

12月3日、政友会は定期大会を開き、内訌の原因であった党制を改革した。「臨機の規定」にかわって「協議員会規則」が採用され、協議員30名中、10名は総裁指名、20名は衆議院議員から選挙（各地方の所属団体議員による互選）されることになった。また、常務員を廃し、総裁指名の総務委員をおくことになった。協議員長には久我通久、総務委員には松田と原が指名された。これは、西園寺が総裁となって最初の改革であり、協議員に代議士互選制を採用した点で画期的な改革であった。ついで大会は、つぎのような第19議會に

たいする方針を決議した。「一 外交時局は東洋の平和を維持せんが為に露国の反省を促し、速に之を解決して、帝国の権利を伸張せんことを望む。二 行政財政の整理は十分なる実績を挙げんことを欲す。三 第18議会に於ける政府の公約は、現実に之が履行を要す。四 政費膨脹の虞ある支出は、之を承認せず。」⁽⁹⁾西園寺総裁は、決議の趣旨を敷衍して一場の演説を試みたが、その終りに、政府が「政党を譏誣し、政党を破壊せんと努めて居る」と攻撃し、「苟も憲法の軌道を履んで維新の宏謨を遵奉せんと欲する者とは如何なる党派たるを問わず、之れと歩調を一にするといふ事が必要である」と述べた。⁽¹⁰⁾これは、憲政本党との提携を暗に懲慚したものと解された。

同じ日、憲政本党も大会を開き、「一 東洋の平和を保つが為め、露国をして満州より撤兵せしむると同時に、満州の要地を開放し、且つ清韓両国に於ける帝国の経営を全からしむべし。一 国政の刷新を謀るが為め、行政組織の系統を正うし、政府各局部の統一を厳にし、以て官紀を振肅し、財政を整理すべし」と決議した。⁽¹¹⁾決議の趣旨は政友会の方針と同じであったが、その表現は露骨であった。大隈総理の演説も、西園寺より一段激しい政府攻撃であった。

大会終了後、午後5時から帝国ホテルにおいて加藤高明の仲介により、政友会の松田・原と憲政本党の大石・犬養毅が会見し、両党の提携が成立した。政友会は衆議院議長を憲政本党に譲り、憲政本党は全院委員長および予算委員長を政友会に譲ることになった。『東京朝日新聞』によると、両党は「今後飽迄其歩調を一にして議会及政府に臨むことを約し、特に内閣に対しては外交問題及び整理問題を掲げ充分強硬の態度を以て内薄し之が為めに、如何なる威圧を受くるも顧慮せず終局の目的を達せざれば已まざる決心にて、唯其時機及方法に就ては頗る慎重の注意を要するを以て、今後時々交渉の上進止する事に申合せたる由、双方の底意は早晚彼我共に解党の上合同して一団体となるの考えなり、多分本年内に事実となりて出現すべし」ということであった。⁽¹²⁾また、原によると、「犬養は内閣辞職か議会解散まで押詰め

得るや否やをも内話せしに因り往ける所まで往て見る事となし、又大石は遂に戦争の已むべからざることなども洩らしたるも目下不得策の政略なることなども内話し、結局余より出来得る丈け事実問題に付提携すべしと云ひて一同々意せり、要するに藩閥非政党の倒れるまでは勝敗に拘らず提携して進行すべき意思なる事は互に同感を表したり」という。

しかし、両党の提携は正式に党議をへたものではなかった。政友会では、議長を憲政本党に譲ることを議員総会にはかり了承をえたが、議長を第2党に譲ることにはかなりの異論があった。解散を恐れて提携に反対する者もいた。非提携論者は、東海・近畿・九州・東北の各団体に多く、提携を維持して弾劾上奏にまでなれば、少なくとも30名の脱会者を出すものと推測されていた。⁽⁶⁾原は5日の日記に、「政府は近来非常の手段を施して議員買収を始めたなり、其手段陋劣を極む」と書いている。一方、憲政本党では、提携交渉の内容および条件を党員にはからなかったので、7日、非提携派の議員36名が連署して、政友会との提携を否認する意見を本部に提出し、代議士総会の開催を要求した。⁽⁷⁾連署者の意向は必ずしも同じではなかったが、その牛耳を執っていたのは対露同志会の神鞭知常と平岡浩太郎であった。神鞭・平岡らは、桂内閣を督励して満州問題を解決しようとし、大石・犬養らの提携派と対立していた。党幹部はおもだった者12名を除名しようとしたが、他の者もともに脱党する形勢だったので、除名問題はあいまいのうちに葬りさられた。結局、非提携派は、党幹部の慰撫するところとなり、「独り政友会とのみ提携を約すべからず。政見を同うするものは、何れの党派たるを問はず同一の歩調を執るべし」との覚え書を本部に提出して鋒をおさめた。

第19議会は、12月5日に召集され、10日に開院式をあげた。しかし、河野衆議院議長が、慣例に反し、内閣弾劾の奉答文を上奏しようとして、翌日、衆議院は解散された。議事を開かないうちに解散となったのは、最初の事例であった。河野は、9日、帝国ホテルにおいて、秋山定輔・尾崎行雄・鈴置倉次郎・小川平吉・日向輝武の5名と協議して、弾劾的奉答文を提出するこ

とを決意したが、裏面には伊藤の協力があったようである。すなわち、河野らの計画は、衆議院書記官長の妨害にあうと、万事休することになるが、林田亀太郎書記官長は河野の行動を黙過した。彼は、議会召集の前に、伊藤を通じて協力の依頼を受けていた。伊藤がどこまで計画の内容を知らされていたかは不明であるが、彼が秋山の依頼に応じて林田に協力の口添えをしたこと、桂内閣の処置にかなりの不満をもっていたことだけは、確かであった。桂にたいする腹癒のつもりだったのか、あるいはまた、桂を議会の制約から解放するための計略だったのか、伊藤の意図は不確かである。

これより先の8月12日、栗野慎一郎駐露公使はロシア政府に日露協商案を提示し、対露交渉が開始された。協商案の内容は、日本は韓国に優勢なる利益をもち、ロシアは満州の鉄道経営に特殊なる利益をもち、各自の利益を保護するため、出兵を含む必要な措置をとる権利を相互に承認すること、ロシアは、日本が韓国内政改革のため助言と援助を与える専権をもつことを承認すること、などであった。もともと、日本政府の基本方針は、満韓両問題を関連させて、「我れは韓国に於て充分の権利を要求し、其交換とて、満州に於ては彼れに其計營の緒に就きたる範圍に於て優勢なる讓歩をなし、多年の難問題を一時に解決せん」とするものであった。しかし、「此要求は魯国に於ては容るるに困難なるは勿論明了なり。如何となれば我れ韓国の全部即ち鴻緑江までを要求せば矢張彼れが遼東半島の計營は危難に陥り、安然として一線の鐵路に依頼し旅順大連の設計を施すべからず。所謂軍事上に於て我れは彼れの側面に陣地を占めたと同様の位置に立てばなり。」ロシアが朝鮮を失うならば、ハルビン・旅順間の連絡を保つことは不可能となり、また日本にとっても、「主権線」たる朝鮮を独占的支配下におくためには、満州をその勢力範囲にひき入れることが必要であるというのが、この時点における満韓問題のもつ意味であった。かくて桂首相と小村外相は、「最初より戦争の決心にて談判に取り掛」った。

しかし、ロシアは交渉それ自体に熱意をもたなかった。ローゼン駐日公使

が、ようやくロシア政府の対案を提出したのは、10月3日であった。そこには、満州とその沿岸は日本の利益範囲外であると認めること、韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用しないこと、朝鮮海峡の自由航行を妨げるような軍事施設を韓国沿岸に設けないこと、韓国領土の北緯39度以北を中立地帯とすること、などの内容がおりこまれていた。それは、ロシアが日本の「利益線」たる満州の放棄を要求し、朝鮮を「主権線」とすることをも否認するものであった。「満韓交換」からしだいにふくれあがった日本の満州への野望と、これを全面的に阻止しようとするロシアの野望とのあいだには、もはや妥協の余地はなかった。10月6日から、小村外相とローゼン公使とのあいだで会談がおこなわれたが、双方とも基本はまったく譲らなかった。

10月30日、日本側の確定修正案がローゼン公使に手交された。その要点は、満州を日本の特殊利益の範囲外と認めると同時に、韓国をロシアの特殊利益の範囲外と認めさせ、ロシアと韓国との条約ならびに日本と清国との条約で規定される、商業上・居住上の権利を妨害しないことを相互に約束すること、にあった。そのほか、朝鮮海峡の自由航行の保障を認める以外は、韓国にかんする日本の権利はほとんど原案を復活させ、中立地帯は満韓境界の両側50キロメートルの地域に変更した。12月11日、ローゼン公使がもたらしたロシア側の第2対案は、基本点において第1次案と変わらなかった。ロシア政府は、協約の範囲を韓国に限定し、北緯39度以北を中立地帯とし、韓国領土の軍略的使用を禁止するなど、日本側の修正を拒否し、最後までなんらの譲歩も示そうとはしなかった。日露開戦は、双方の側から、もはや時間の問題となった。

桂首相は、12月16日、元老および閣員の会議を開き、協議の結果、対露開戦を避けたいものとし、その後はただ陸海軍の準備が完了するまでの時間かせぎに、外交交渉を継続することに決し、21日、日本側の修正案をローゼン公使に手交した。20日、伊藤は山県に、「若し児玉（源太郎、参謀本部長）の希望の如く、外交断絶前に多少の時間を必要とすれば、却て優柔不断

の態度を表示し、其中に陸海協議準備を整頓せしめ、間不容髪に動作する事とせば、力めて沈静を装ふの必要あり。」「兵は声を先にせず、実を秘するに在り。静なれば処女の如く、動けば脱兎の如し」と書いたが、伊藤だけでなく山県ら他の元老・閣僚も、この点では完全に一致していた。しかし、西園寺・原らは、完全につなば棧敷に置かれ、伊藤の態度に惑わされていた。原は、「伊藤の態度も判然たる事なく政府も確定したる方針なきこと、西園寺の云ふ如くなるべし」と推察していた。伊藤は、政敵の山県には自分の本心を打ち明けても、配下の原には対露交渉の真相さえも、ほとんど話していなかったようである。元老は、いかに対立していても、結局は同じ穴の貉だったのである。

開戦準備は急テンポにすすんだ。12月28日、戦時大本営条例が改正され、参謀総長と海軍軍令部長はそれぞれの幕僚の長として作戦に参画し、陸海兩軍の策応協同を図ることになった。そのほか、海軍軍令部条例改正・軍事参議院条例・台湾居住陸軍軍人戦時召集令が公布された。これらは、軍事面で開戦体制が完成したことを意味していた。同日、臨時閣議と枢密院会議が開かれ、軍費支弁にかんする緊急勅令・京釜鉄道速成にかんする緊急勅令が公布された。衆議院の解散は桂内閣に幸いした。「此に於て国内に紛起し居りし戦争論者は政府決心のある所を察知したり」と桂は書いている。つづいて翌37年1月5日、軍機・軍略にかんする事項を新聞紙および雑誌に記載することを禁止した。

1月6日、ローゼン公使は小村外相にロシア政府の回答を提出した。桂と小村は、この回答を見て、もはや妥協の余地なしと考えたが、海軍の配備とくに運送船の佐世保集結が1月20日を期していた関係上、なおしばらく交渉をつづけることにし、13日、栗野公使に電訓して、ロシア政府に口上書を提出した。名は修正案であったが、実は最後の断案であった。その後は、18日、曾禰蔵相が官邸に京浜銀行家をあつめて会議し、26日、元老会議を開いて戦時財政計画の大体を議定し、28日、桂首相は官邸におもだった銀行家を招待

し、翌日は実業家を招待して、公債募集について懇談した。また一方、22日には防禦海面令、25日には鉄道軍事供用令・鉄道軍事輸送規程など、戦時必要の諸命令を公布し、あとは戦術的に最良の瞬間をまつだけとなった。

2月4日、御前会議は対露交渉の断絶と軍事行動の開始を決定し、5日、国交断絶の公文を発電、6日、栗野公使からラムスドルフ外相に手交した。8日午後、第2艦隊瓜生戦隊は、仁川にある2隻のロシア軍艦を制圧して、陸軍先遣部隊の上陸を援護し、それが終ると、9日、ロシア軍艦の退去を要求、港外に待ちかまえてこれを砲撃、軍艦2隻を自沈させ、汽船1隻を撃沈した。一方、旅順に向った連合艦隊の主力は、8日夜、駆逐艦隊をもって港外にあったロシア軍艦3隻を攻撃して損害をあたえ、9日午前には、主力艦隊による砲撃を港内に加えた。緒戦の主導権をにぎるための奇襲作戦は、日本軍の常套の戦術であった。開戦直後、桂首相は小村外相に、「戦勝は元来我の決心なり。故に講和の際に於て我れの不利なること、并に万国公法悪例を我れに於て止むるは、忍びざる次第なり」と語った。政略上の不利を承知のうえの権道だったのである。宣戦の詔勅が出されたのは、2月10日であった。同じ日、ニコライ皇帝も対日宣戦を布告した。

開戦の興奮がまださめない3月1日、第9回衆議院議員総選挙が施行された。「万事は挙国一致の声に任せられて反目茲に跡を納め闘争亦歇み、此の如くして選挙界は極めて静穏」であった。結果は、379議席のうち政友会133、憲政本党90、両党は解散前よりもわずかにその勢力を回復した。

総選挙直後の5日、原は憲政本党の大石を訪れ、「対議會問題に付内議せり、今回は戦時中に付大体に於て政府案を賛成せざるを得ざるも、其趣旨を明かにし之が決議をなすを可とする旨を述べ、大石承諾同感なり、又彼は此際議會開会前政府当局者に面会して其財政計画等に就き予め協議する事可ならんと云ふに付、余も同感を表し、井上若しくは伊藤に其紹介の労を取る事を求むべしと約せり、……其他大会等に関して種々の打合をなせり。」政府と政憲両党との会見は、15日、首相官邸において開催された。

政友会は、16日、臨時大会を開き、つぎのように決議をした。「現内閣は内外の諸政其当を失し、憲政の前途甚だ憂慮すべきものあり、是れ本会の屢々其責任を明かにせんと欲せし所なり、然れども今や宣戦の詔勅既に降り、国家未曾有の時局に際せり。本会は軍国の急須に顧み、従来の問題は姑く其時機に及で之を解決するに譲り、茲に交戦の目的を達するに必要な軍費は断然之が負担を辞せざることを決議す。」西園寺総裁は、大会の席上、「議会は挙国一致の実を挙るを名として唯だ政府の言ふ所に盲従さへすれば夫れで宜いと云ふやうなことであつてはならぬ。……政府に対しては問ふべきことは問ひ、責むべきことは責め、又従ふべきことは従ふといふことでなくてはならぬ。即ち挙国一致の語の如きは之を積極的に解釈し、議会は議会の本領を明かにすることが必要である」と演説し、会員を督励した。同日、憲政本党も大会を開き、外交と財政について宣言書を発表し、政府監督の方針を示した。

翌17日、政友会の松田・原と憲政本党の大石・犬養は、井上の私邸に赴いた。「政府よりは桂、山本、寺内、芳川〔内相〕、曾禰来会し又松方伯も来会せり、此会見は先日の約に基きたるものにて、松方、井上は政府の財政に最も尽力中なれば此会見を取計たるなり、政府も十分打明くると云ふ事にて軍事上の事も内話せり、政府と政党間はこの会見にて大に融和せるが如し」と、原は書いている。政党の代表が政府から軍事問題について説明を受けたのは、おそらく最初であった。

第20議会は、3月18日に召集され、20日に開会となった。軍国議会の課題は、主として戦時の財政計画を議定することにあつた。

日露戦争の遂行にあたり、軍事力そのものの劣勢もさることながら、それ以上に問題なのは戦費であった。明治36年10月、対露交渉が切迫すると、政府は、軍備の充実その他の臨時事件費にあてるため、国庫予備金37万円および剰余金105万円を支出した。ついで12月、憲法第70条による財政上の緊急処分として、軍備補充のため、国庫債券収入1億円・一時借入金3,122万円・

特別会計資金繰替え2,500万円を財源として、1億5,622万円の子算外支出をおこなった。

翌37年、いよいよ日露開戦になると、政府はさらに、臨時軍事費3億8,000万円および臨時事件予備費4,000万円を支出することにし、その支弁財源は、歳計剰余4,700万円、増税等の収入6,837万円、特別会計資金繰替え2,500万円、公債・国庫債券および一時借入金2億8,000万円にもとめる計画を立てた。そして、この臨時軍事費予算案と、これに関連した諸法律案（非常特別税法案・煙草専売法案・臨時事件費支弁法案）および緊急勅令を提出し、第20議会の協賛および承認をもとめた。非常特別税は、地租・営業税・所得税・酒税・砂糖消費税・醬油税・登録税・取引所税・狩猟免許税・鉱区税および各種の輸入税を増徴し、塩・毛織物・絹布および石油にあらたに消費税を課し、民事訴訟用印紙を増貼させるものであり、これによって6,131万円の収入をうる予定であった。また、煙草専売制度は、煙草の全般的専売を政府に専属させて益金収入の増大をはかるものであり、予定収入額は706万円であった。

〔補注〕

「臨時事件費」は、日露時局のために要する経費の総称であり、「臨時軍事費」は、その一部に属し、同予算に計上された交戦費を指す。「臨時事件予備費」は、前者に属し、後者の外に立つ。軍事以外の時局にかんする外交・国債の利子その他の事項に必要な経費で、一括して一般会計の歳出に計上した。37年中の臨時事件費総額は、緊急支出をあわせて5億7,622万円であった。

なお、増税収入は、手続き上からは、いったん通常予算の歳入にはいり、その後一般歳計剰余とあわせて臨時事件費の財源に充当されるものであった。政府はこの目的で37年度追加予算を編成し、その歳入を6,837万円（専売益金を含む）、歳出を1億1,500万円とした。歳入はすべて増税収入であり、歳出は、一般会計から臨時事件費特別会計へ繰入金7,500万円（うち、増税収入6,800万円、歳計剰余700万円）および臨時事件予備費4,000万円（すべて歳計剰余）の2件であった。

政府は、3月15日、議会提出に先だって、上述の財政案の内容を貴族院各派および政憲両党の代表に説明した。「所謂予算内示の濫觴⁽⁶⁾」であった。そして、開院式の当日、首相官邸において、政友会の松田・原と憲政本党の大

石・犬養に会見し、財政案について協議した。両党は、臨時事件費については政府の計画に同意したが、増税案については異論を唱えた。とくに憲政本党は、戦費は公債を主とし増税収入をもってこれを補足すること、および増税は戦時の戦費支弁のためのみに限定することを方針とし、その主張を固持して譲らなかつた⁽⁶³⁾。桂が政党との交渉にいかにか手を焼いていたかは、翌21日、山県宛に、「此を相手に辛苦千万に御座候⁽⁶⁴⁾」と書いていることから推測できる。結局、両者妥協の結果、非常特別税法案は、1) 宅地以外の地租の増率を原案の100分の2から1.8に低減し、2) 民事訴訟用印紙の貼用高を減じ、3) 塩・絹布の両消費税を削除し、4) 関税および砂糖・石油両消費税の税率を高め、そのうえ、法律の有効期間を平和克復の翌年末日に限る付則を追加することになった。また、煙草専売法案は、その売下率を増加することにした。かくて両法案は議會を通過、成立した。

増率修正の結果、増税等の収入は617万円(増税の減額757万円、専売の増収140万円)減少したので、政府は、歳計剰余金100万円・特別会計資金繰替え500万円を増加してこれを補填することにし、いったん予算を撤回して修正のうえ、ふたたびこれを議會に提出した。かくて貴衆兩院は、臨時軍事費予算案・37年度追加予算案および関連諸法律案を可決し、緊急勅令とそれにもとづく予算外支出に承諾をあたえた。ついで、衆議院は、「其の必要の戦費の如きは本院の固より容まざる所なり⁽⁶⁵⁾」との決議案を満場一致で可決し、3月29日、第20議會は閉会となった。

非常特別税と煙草専売による歳入増加予定額は、第4表のとおりである。地租が全体の38.4パーセントでもっとも多く、煙草専売と砂糖消費税がこれにつづき、所得税と營業税をあわせて16.6パーセントにすぎない。地租は、従来100分の2.5を定率としたが、第2次山県内閣のときに、32年から36年まで、市街宅地について100分の2.5、その他の土地について100分の0.8を増徴され、その時期がようやく終るにさいして、ふたたび増徴されることになった。非常特別税法による増率は、市街宅地100分の5.5(定率とあわせて100分

の8)、郡村宅地100分の3.5(同100分の6)、その他の土地100分の1.8(同100分の4.3)、であった。増率による地租の増徴額のうち、市街宅地は8.6パーセント、郡村宅地は15.9パーセント、その他の土地は75.5パーセントであり、地租増徴の大部分は農村負担の増大に帰した。煙草専売と砂糖消費税が、大衆の生活資料への課税であることはいうまでもない。酒税の増徴が少なかつたのは、日清戦争後の戦後経営の財源として酒税は過分

の増徴をうけ、これ以上の大幅な増徴は造石高を減少する危険があったからである。かくて消費税・関税および煙草専売の占める割合は38.1パーセント、これに市街宅地以外の地租の占める割合35.1パーセントを加えて、増税額の73.2パーセントは中産階級以下、主として農民・勤労者の負担であったといえる。資本主義がすでにある程度高度に発達していた当時、しかも戦時の増税計画の重点が、依然として半封建的な地租と大衆課税たる消費税に置かれていたことは、後進国日本における特徴的な事実であった。

日露戦争の戦費予算において、その財源の主要なものは、増税よりも公債であった。

政府は、37年3月1日、第1回国庫債券1億円を発行した。発行条件は、利率5分、発行価格95円、償還期限5カ年、銀行手数料1,000分の1、であった。大蔵大臣は、銀行その他の大実業家にたいして応募申込を依頼し、ま

第4表 第1次増税等収入確定案

	金額	百分比
地租	23,936,213 ^円	38.4 [%]
所得税	5,287,315	8.5
営業税	5,036,199	8.1
酒税	178,484	0.3
醬油税	1,138,952	1.8
砂糖消費税	8,212,382	13.2
鋳業税	79,115	0.2
取引所税	532,846	0.9
沖繩県酒類出港税	5,398	0.0
関税	2,330,633	3.8
毛織物消費税	2,138,661	3.4
石油消費税	1,238,599	2.0
印紙収入	3,620,797	5.8
煙草専売	8,466,285	13.6
合計	62,201,879	100.0

*大蔵省編『明治37・8年戦時財政始末報告』1907年、98ページ。

た地方官會議に臨んで応募勧誘方を訓令するなど、極力公債の消化につとめた。その結果、募集成績は良好であった。申込口数134万、応募額4億5,000万円で募集額の4倍以上にたっし、価格以上の申込は3,300万円で、その最高価格は150円、平均申込価格は95円25銭5厘であり、価格以上増金合計25万円をえた。ついで第2回国庫債券の募集にかんし、曾禰蔵相は、5月11日、東西の実業家を官邸に招き、桂首相以下各大臣が出席して懇談した。この会合は前後6回に及んだ。そして、6月10日、第2回国庫債券1億円が発行された。発行条件は、利率5分、発行価格92円、償還期間7カ年、銀行手数料1,000分の2、であり、応募者にとって一段と有利になった。募集期間はわずかに1週間であったが、申込口数37万9,000、応募額3億2,300万円で、募集額の3倍以上にたっした。さらに、10月1日、曾禰蔵相は、第3回国庫債券の募集にかんし、東京・大阪・京都・横浜・名古屋などの実業家を招いて懇談した。そして、10月31日、第3回国庫債券8,000万円が発行された。発行条件は前回と同じであったが、銀行手数料は一挙に5倍の1,000分の10になった。応募額は募集額の3倍であった。

この国庫債券の発行にあたって注目されるのは、政府があらかじめ金融機関の意見を聞いて発行条件を決定したことである。『稿本日本金融史論』の著者は、「これ政府が英国に於て行はるゝ方法に倣ひ、募集前に金融市場に於て牛耳を取る銀行家をしてシンジケートを組織せしむる方針を採つたのであって、戦費調達者たる銀行家の權威を生じたることの徴象であつた。実に日清戦争の際に於ける戦費調達と比して格段なる相違が生じたるものと云はねばならぬ。日清戦争の際にありては均しく資金の調達であるけれども、御用金の風を未だ脱することが出来なかつた。日露戦争に於ける軍費の調達に対しては銀行家は事実上債権者の位置に立つたのである。」とくに、「第3回の募集の際に至りては犠牲的精神より營利的精神に轉換せし時機なり」と書いている。

政府は、巨額の戦費をまかなうために、増税・特別会計資金の繰替え・一

時借入金・国庫債券その他の内国債の募集をおこなってもなお足らず、さらに巨額の外債を募集せざるをえなかった。日本資本主義の信用制度は、日清戦争当時に比して、格段の発展を遂げていたとはいえ、36年末の日銀をのぞく全国銀行預金はようやく7億7,700万円に達していたにすぎず、巨額の公債を日本国内の資本のみによって消化することは不可能であった。また、日清戦争のさいに、軍費総額の約3分の1が海外に流出していることから考えても、外債の募集による外資輸入は、軍需品の輸入代金を確保するために、必要不可欠のものであった。ちなみに、時局の開始から40年3月までの軍費の外国払いは2億3,373万円、臨時軍事費総額の15.5パーセントに達している。外債募集の効果について、『明治金融史』は、「若し外債を募集して軍費大部分を支弁するなかりせば、軍需品輸入の爲めに正貨の濫出を起し、物価を暴落せしめ、之が爲めに産業界は激烈なる変動を招き、会社銀行の破産倒産頻発して、縦令大恐慌に陥ることなしとするも、金融の各部に痙攣を起し、其活動を大に障害するに至りたるは蓋し之を推測し得て余りあり⁽⁴¹⁾」とのべている。しかし、反面において巨額の外資の流入は、「通貨を膨脹せしめ、物価を騰貴せしめ、其余毒を戦後に胎した⁽⁴²⁾」ことはいうまでもない。

37年1月1日、林董駐英公使は小村外相の訓令により日露開戦のさいの財政援助をイギリス政府に要請したが、そのさい小村が強調したのは、「日本政府ハ戦争ニシテ自衛上必要ヲ見ルニ至レハ之ヲ為スヘシト雖モ日本ノ行動ハ何等利己主義ノ嫌ナカルヘシ何トナレハ若シ日本ニシテ勝利ヲ得シ乎日本ノ尽力ノ成果ハ満州ト商業上ノ関係ヲ有スル列強一般ノ均シク享受スヘキ所ナレハナリ⁽⁴³⁾」ということであった。それは、日露戦争の意義と日本帝国主義の性格の率直な表現であった。しかし、イギリス政府は、起債保証は不可能と回答してきた。『ロンドン・タイムス』の評によれば、「日本は有力にして整頓せる国なりと雖どもその財政の力は未だ低価もて起債するに足らず⁽⁴⁴⁾」ということであった。

開戦と同時に、政府は、日本銀行副総裁高橋是清を財務官として英米に派

遣して外債募集にあたらせ、また、イギリスには末松謙澄を、アメリカにはルーズベルト大統領とハーバード大学における同窓の縁をもつ金子堅太郎を派遣し、高橋の外債募集を側面から援助させるとともに、日本に有利な世論を喚起するようつとめさせた。しかし、起債の見通しは暗かった。高橋は、深井英五を秘書役として同行し、2月24日、アメリカへ向け出発することになった。このとき、横浜正金銀行で送別の午饗会が開かれ、その席上、井上が一場の演説をこころみだが、「その演説中『外債募集が不成功に終つて、若し金が出来なかつたら、我が国はどうなるか。高橋がそれを仕遂げて呉れなければ、我が国は潰れる。』と述べ来つて、涙に咽んで言葉も出なくなり、満座が為に悲壮な感に打たれ寂として暫くは声もなかつたといふ⁽⁴³⁾」ところが、原は、末松と金子の海外派遣を、「内幕は政府が一人にても政友会より人を殺ぐの魂胆ならん⁽⁴⁴⁾」としか見ておらず、外債募集の成行きに危機感をいだいてはいなかった。情況認識の点で、政府と政友会幹部とのあいだには大きな隔たりがあったのである。

日露開戦以来、ロンドン市場におけるロシアの4分利付公債はむしろ上がり気味で90ポンド台を維持していたが、日本の4分利付公債は戦前の80ポンド台からたちまち60ポンド近くまで暴落し、日本公債にたいする市場人気は非常に悪かったので、募債交渉は難航した。外国資本家は交戦の終局に疑念をいだき、関税担保をもって戦時公債の成立条件として強く要求した。当時、日本銀行の正貨準備はすでに8,000万円以下に減少し、なお将来巨額の正貨流出が予想され、正貨準備の基礎を確実にすることが戦時財政の急務となっていたので、政府は、ついにこの条件をもって外債を募集する方針を定め、高橋に命じて商議を進行させた。

かくて日本公債1,000万ポンド(9,763万円)をイギリスとアメリカで半額ずつ引き受けることになり、5月7日、その仮契約が調印された。利率6分、発行価格93ポンド10シリング、政府手取り90ポンド、手数料3ポンド10シリング、担保は関税収入、償還期限7カ年、きわめて劣悪な発行条件であつ

た。第1回英貨公債は、ロンドン・ニューヨークにおいて5月12日から応募申込の取扱を開始したが、これより先の5月1日、日本軍が鴨緑江の戦闘で勝利したとの電報が新聞に発表されたため、異常の好人気で、ロンドンでは即日締切ったが、応募額は発行額の30倍を越え、ニューヨークでは翌日繰上げ締切り、応募額は発行額の5倍に達した。ついで11月8日、第2回英貨公債1,200万ポンド(1億,716万円)をロンドン・ニューヨークで半額ずつ発行する契約が成立した。利率・担保・償還期限は第1回と同一、発行価格90ポンド10シリング、政府手取り86ポンド15シリング、手数料3ポンド15シリング、発行条件は前回よりもさらに不利になっていた。応募受付は11月14日から開始され、ロンドンは翌日締切で13倍の応募、ニューヨークは18日締切で4倍の応募であった。

この英貨公債の借入は、日露戦争遂行のための絶対必要の外資であったが、同時に、この外資によって、日本資本主義の外国への依存が必然化された。日本は、英米帝国主義に援助され、これに金融的・外交的に従属することによって、はじめて日露戦争を遂行することができたのである。

注 (1) 『大日本帝国議会誌』第5巻, 1925, 1926, 2003ページ, 参照。

(2) 明治36年5月27日, 衆議院本会議, 大石正巳演説(同上, 1941ページ)。

(3) 明治36年5月31日, 衆議院本会議(同上, 1992~4ページ)。

(4) 工藤武重『帝国議会史』第3篇, 144ページ。同『帝国議会史綱』825~6ページ。

(5)(6) 『東洋経済新報』第270号, 明治36年6月5日。

(7) 名古屋商工会議所『名古屋商工会議所五十年史』第2部147ページ。

(8)(9) 原一一郎編『原敬日記』第2巻続, 102, 120ページ。

(10)(12) 大津淳一郎『大日本憲政史』第5巻, 611, 612ページ。

(11) 小林雄吾編『立憲政友会史』第2巻, 38~9ページ。

(13) 『東京朝日新聞』明治36年12月5日。

(14)(16) 『原敬日記』第2巻続, 128, 129ページ。

(15)(17) 『東京朝日新聞』明治36年12月8日。

(18) 『大日本憲政史』第5巻, 616ページ。

(19) 同上, 628~31ページ, 秋山定輔談。

- (20) 同上, 631~4ページ, 林田亀太郎談。
- (21) 『原敬日記』第2巻続, 119ページ(明治36年11月20日)。
- (22)(23) 「桂太郎自伝」巻4(『明治史料』第11号, 12ページ) 傍点引用者。
- (24) 「桂太郎自伝」巻5(同上, 33ページ)。
- (25) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻, 620~1ページ。
- (26) 『原敬日記』第2巻続, 137ページ(明治37年1月5日)。
- (27)(28) 「桂太郎自伝」巻5(『明治史料』第11号, 34, 35ページ)。
- (29) 『立憲政友会史』第2巻, 83ページ。
- (30) 『原敬日記』第2巻続, 148ページ。
- (31)(32) 『立憲政友会史』第2巻, 93~5ページ。
- (33) 『原敬日記』第2巻続, 152ページ。
- (34) 『立憲政友会史』第2巻, 113ページ。
- (35) 太陽臨時増刊『財政史』139, 148ページ。『大日本憲政史』第5巻, 802~15ページ, 大隈重信談。
- (36) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』坤巻, 221ページ。
- (37) 『大日本帝国議会議誌』第5巻, 2091ページ。
- (38) 藤田武夫『日本資本主義と財政』実業之日本社, 1956年再版, 301~3ページ。
阿部勇『日本財政論 租税』改造社, 1933年, 311~3ページ。
- (39)(40) 滝沢直七『稿本日本金融史論』1912年, 718, 719ページ。
- (41)(42) 東洋経済新報社『明治金融史』120ページ。
- (43) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻, 文書220ページ, 傍点引用者。
- (44) 滝沢直七, 前掲書, 754ページ。
- (45) 井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第5巻, 69~70ページ。
- (46) 『原敬日記』第2巻続, 147ページ(明治37年2月26日)。